

平成 15 年 3 月 25 日

金沢大学（角間 ）附属図書館等棟施設整備事業

基本協定書(案)の変更について

平成 15 年 3 月 24 日に公表した入札説明書等に関する質問回答書（その 2）に基づき、平成 15 年 2 月 28 日に公表した基本協定書（案）を以下のとおり変更します。

（下線部は変更箇所を示す。）

変 更 前	変 更 後
（事業予定者の設立） 第 3 条 乙は、本基本協定締結後[平成 年 月 日まで / 速やか]に、事業予定者を設立し、その商業登記簿謄本を甲に提出するものとする。	（事業予定者の設立） 第 3 条 乙は、本基本協定締結後 <u>速やかに</u> 、 <u>商法（明治 32 年 3 月 9 日法律第 48 号）</u> に規定する株式会社の形態で、事業予定者を設立し、その商業登記簿謄本を甲に提出するものとする。
（事業契約） 第 6 条 甲及び乙は、本基本協定締結後 <u>平成 年 月 日までに</u> 、事業予定者と甲との間で、事業契約を締結せしめるものとする。	（事業契約） 第 6 条 甲及び乙は、本基本協定締結後 <u>速やかに</u> 、事業予定者と甲との間で、事業契約を締結せしめるものとする。